

堺中学校の日本文化部が 国立劇場で 日本舞踊を披露



伝統芸能に取り組んでいる堺中学校の日本文化部（顧問・山田和枝教諭）が5月3日、歌舞伎や能の舞台で知られる国立劇場で歌舞伎十八番のうち長唄「京鹿の子娘道成寺」の踊りを披露しました。中学生の部活でこういう大舞台を踏むのは大変珍しいことです。

同部は5年前、日本舞踊の師範を持つ山田教諭が、日本の伝統芸能や地域の伝承文化を楽しみながら学び、育てたいという思いでつくったもの。部員は現在13人で、日ごろから老人ホームや地域のお祭りに参加するなど、幅広い活動を積極的に行っています。

今回の国立劇場での舞台は、山田教諭自身の日本舞踊発表会の中で生徒たちにも経験させたいということで実現したもので、部員3人と同校卒業の高校生5人が桜舞台に立ち拍手喝采を浴びました。舞台を終えた部員たちからは「とっても緊張した。大変だったけれどもよかった」という声が聞かれました。

また、同校の齋藤校長は「すばらしい舞台でした。部員たちの練習の成果と地域の方々や教職員など多くの後押しがあって成功したと思います。この経験を地域との交流にさらに役立てたい」と話しました。

見直そう！今までの暮らし

考えよう！これからの暮らし

といえます。

6月は環境月間です

地球温暖化のような地球規模の問題から廃棄物・リサイクル対策のような身近な問題に至るまで、環境問題を解決していくためには、私たちのライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、現在の社会そのものを変革していくことが求められています。中でも、資源とエネルギーの大量消費に依存しない社会づくりが重要となりますが、そのためには、私たち一人ひとりが身近なところから環境を大切にしようと考え、環境に配慮して行動していくことが、不可欠

環境重点配慮指針(町田発/エコ・アクション)を実践しよう

環境に関する市民アンケートを実施します

市では、2002年3月に、環境施策の目標や方向性と、市民や事業者の方々が環境にやさしい生活や事業活動を行うための指針を示した「町田市環境マスタープラン」を策定しました。2002年度から町田市環境マスタープランに基づいた施策の進め方や目標の達成状況などを点検・評価した「町田市環境白書」を発行し、広く皆さんに公表しています。

「環境白書2005」の作成

環境重点配慮指針(町田発/エコ・アクション)

環境問題を学ぶ	まちを汚さない	緑地の保全	買い物	自動車利用	
環境学習や生涯学習のイベントなどに積極的に参加します。	たばこの吸い殻やあきびん、あきかんなどのポイ捨てはしません。ペットの糞は、きちんと持ち帰ります。	植樹や植栽に努めます。緑地保全基金に協力します。地域農業の支援に協力します。	買い物にはマイバッグ(買い物袋)を持参し、レジ袋や商品の過剰包装を断ります。	マイカーの使用はできるだけ控え、徒歩または自転車や電車、バスを利用します。必要以上の暖機運転や、無駄なアイドリングをしません。	市民の配慮指針
環境関連情報を提供します。	あきかんなどの散乱ごみの防止に協力します。周囲に配慮した作業、営業時間を設定し、騒音や振動の低減を図ります。周囲の街並みとの調和に配慮します。	敷地や屋上の緑化、生垣の設置を進めます。緑地保全基金に協力します。新鮮で安全な農産物を地域に提供します。	マイバッグを奨励し、過剰包装をしません。	低公害車を導入します。必要以上の暖機運転や、無駄なアイドリングをしません。	事業者の配慮指針

この立場で環境に配慮する際の指針となる「環境重点配慮指針」を策定しています。自動車利用、買い物、緑地の保全や農業、まちを汚さない、環境問題を学ぶ、の5つのテーマに取

町田市斜面地建築物の 建築に関する条例制定に向けて ご意見を募集します

町田建築指導課 ☎709・0589

制定の背景

市では、全国で紛争が生じている地下室マンション問題に対応するため条例の制定を検討しています。

対象建築物

建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超えるもので、地階を有する共同住宅又は長屋を対象とすることを考えています。

適用区域

商業系の用途地域、工業系の用途地域を除き、住居系の用途地域(準住居地域を除く)の適用を考

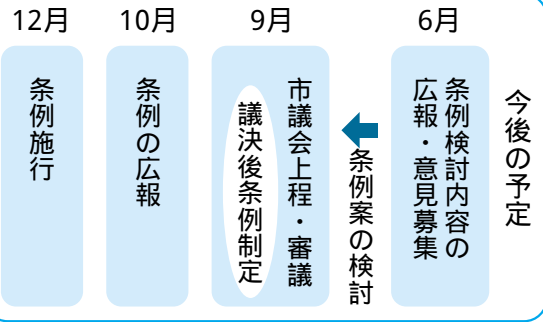
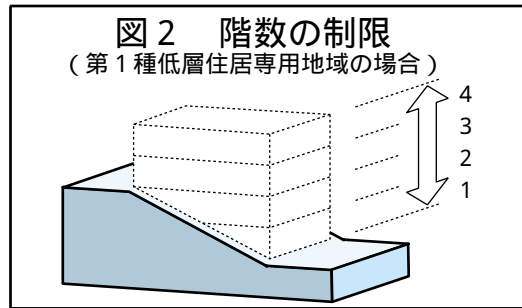
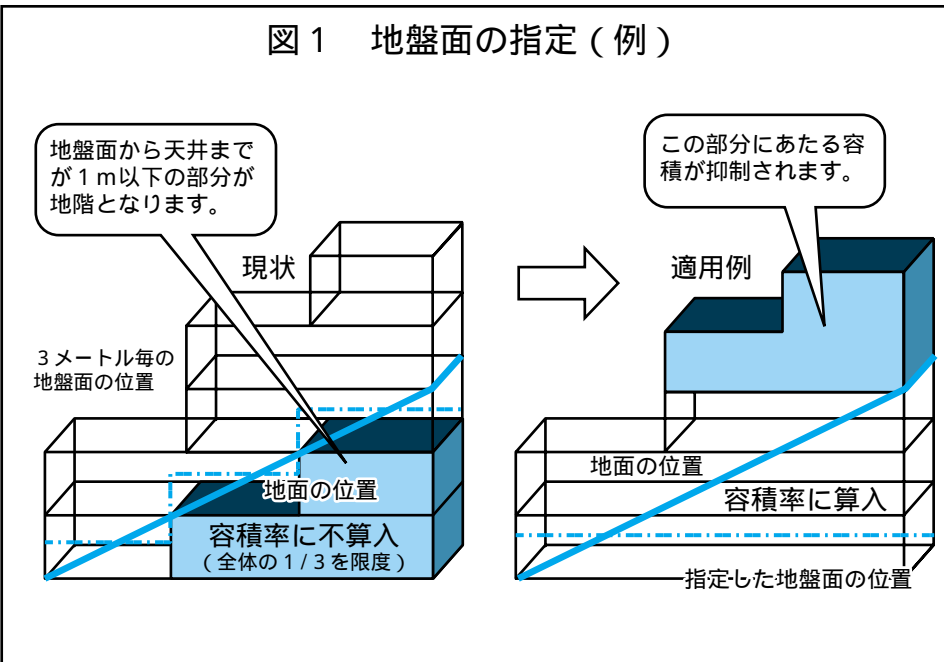


図1 地盤面の指定(例)



容積算定地盤面の指定(同法第52条第5項) 容積算定に関する地盤面の位置を、建築物が周囲の地面と接する最も低い位置から3メートル以内の平均の高さにおける水平面(最も低い位置にある平均地盤面)とすることを考えています(図1)。

階数の制限(同法第50条)

建築物の見かけ上の階数の制限を、第一種低層住居専用地域については4、第二種低層住居専用地域については5とすることを考えています。その他の地域については指定しない予定です(図2)。

適用除外

既存の建築物については、住戸、住室の増加を伴わない増築、修繕、模様替は適用しないことを考えています。

罰則

建築基準法の委任条例であるので、同法の罰則が適用されます。

ご意見をお寄せ下さい

氏名を明記のうえ、次のいずれかの方法で送付して下さい。

ファックスの場合

FAX 709・0618

郵送の場合

〒194・0021、町田市中町1-4-2、都市計画部

電子メールの場合

mcity110@city.machi

datokyo.jp

意見募集の期間

平成17年6月11日～24日

注意事項

電話によるご意見はご遠慮願います。

電子メールでのご意見の送付の場合はテキスト形式としてください。

いただいたご意見の内容について個別に回答はいたしません。

この内容は町田市ホームページにも掲載しています。

ご意見のみを公開することがあります。